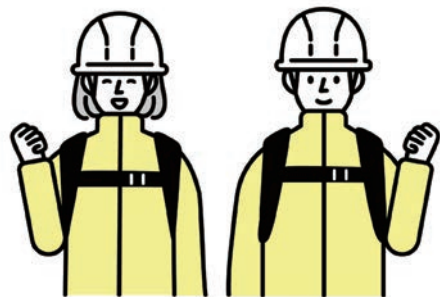


避難行動 要支援者の 避難支援制度

避難行動要支援者の避難支援制度は、災害が起きたとき、避難に支援が必要な方の情報を本人の同意の上で、事前に町会・自治会や民生委員などへ提供し、災害が起こる前に自分のことを地域に知ってもらい、地域の支援体制を整える制度です。

今年度新たに対象となる方には、11月上旬に案内を送付します。

問合先 防災対策室計画係
☎ 35・4825



対象

10月1日を基準とし、在宅生活をしている次のいずれかに該当する方

※病院や施設などに長期で入院・入所している方は対象外。

【高齢者】

- 75歳以上のみの世帯
- 緊急通報サービスの助成を受けている

【要介護認定者】

- 要介護3以上の認定を受けている
- 【障がいのある方】
- 身体障害者手帳1・2級を持っている
- 療育手帳A判定を持っている
- 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている



提供される情報

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所
- 電話番号
- 希望する支援の内容
- 具体的な避難方法
- 避難支援を行う者または団体

提供先

- 町会・自治会
- 民生委員
- 岩見沢警察署
- 岩見沢消防署
- 岩見沢市社会福祉協議会

個人情報の提供に同意している方
令和6年8月末現在（単位：人）

区分	対象者	同意している方
高齢者	7,472	4,081
要介護認定者	531	220
障がいのある方	1,280	633
その他	200	200
合計	9,483	5,134

対象者の約54%が情報提供に同意しています

個別避難計画の作成

【個別避難計画作成のための調査】

より詳しい情報を基に個別避難計画を作成するため、今年度調査対象となる方に、個別避難計画作成に係る調査票を送付します。個人情報の提供に同意する方は、調査票に回答してください。

【町会・自治会、民生委員に確認】

市が町会・自治会、民生委員に、個人情報の提供に同意した方の生活状況を確認します。

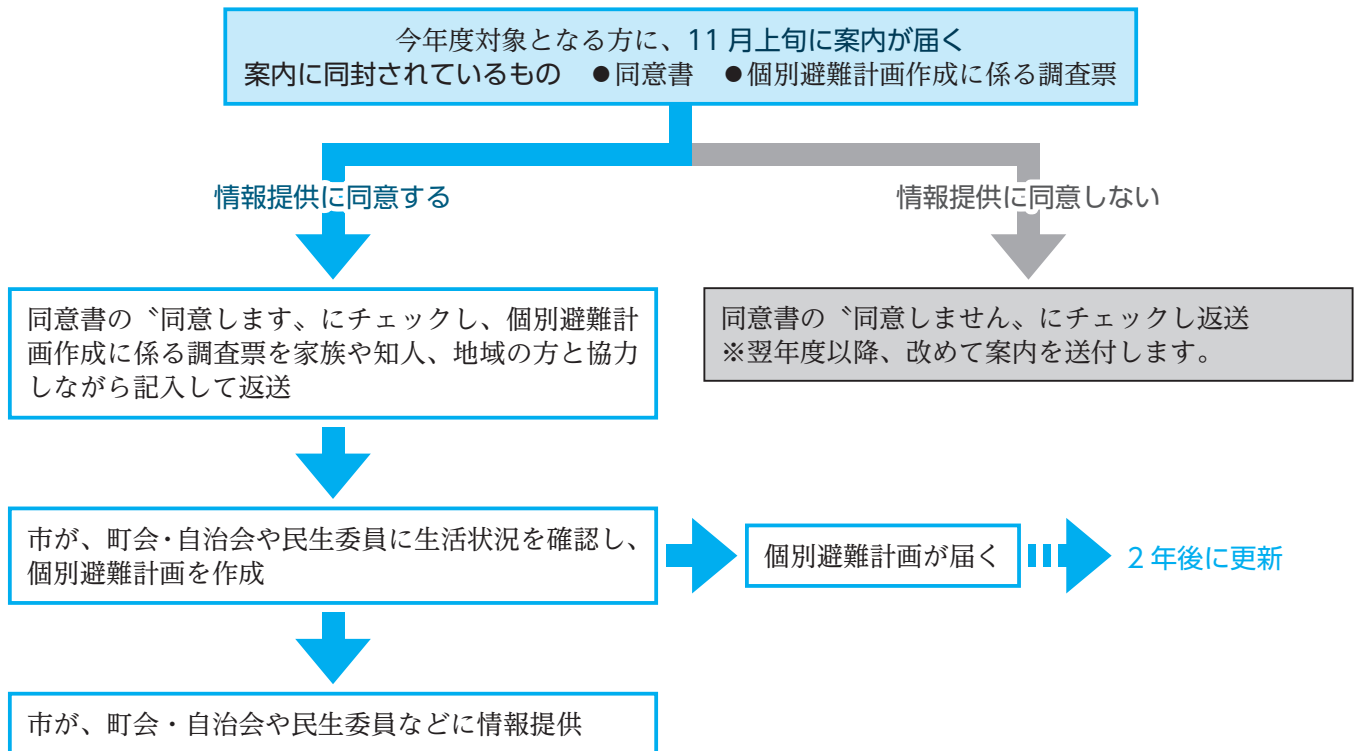
【市が個別避難計画を作成】

個別避難計画は市が作成します。作成した個別避難計画は、対象者本人にも送付しますので、具体的な避難方法など定期的に内容を確認してください。

【個別避難計画の更新】

個別避難計画は、2年ごとに更新します。今年度更新対象の方には、11月上旬に案内を送付します。

手続きの流れ



災害が起きた時のために

自助

自助の基本は、自分の身は自分で守るということです。災害はいつ起きるか分かりません。普段から避難行動や備蓄品を確認するなど、災害に備えておくことが大切です。

【主な自助の取り組み例】

- 最寄りの指定避難所を確認しておく
- 避難の方法を考えておく
- 防災マップで水害や土砂災害の可能性を確認しておく
- 家庭内の備蓄品や非常持ち出し品を準備しておく
- 災害に関する情報の入手手段を用意しておく

情報入手手段

【岩見沢市メールサービス】

災害情報などを受け取ることができるメール配信サービスです。右の二次元コードを読み取り、メール送信後、返信されるメールのURLにアクセスし、手順に沿って登録してください。



【緊急告知 FM ラジオ】

緊急地震速報や避難情報の発令があった際に、電源を切っていても自動で音声の流れ情報をお知らせします。制度の対象者で避難情報を知らせてほしいと希望する方へ、このラジオを無償で貸与します。
※希望者には1月下旬に案内を送付します。



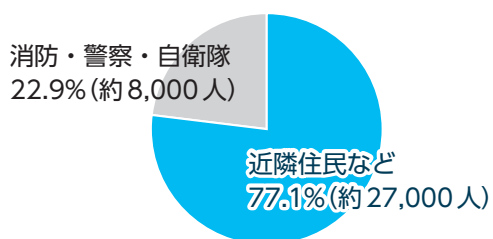
共助

災害発生直後は、多くの方が被災者となり、救助・救出作業や行政による支援といった「公助」が行き届くには時間がかかります。そのため、ご近所同士の積極的な助け合いである「共助」が大切になります。

日本には古くから「向こう三軒両隣、という言葉があります。自宅の向かい側3軒と左右両隣の家などと、普段からあいさつや日々の助け合いをして、親しい付き合いをするご近所さんを表します。

阪神淡路大震災でも、多くの方が地域や家族の力で助かっています。それぞれの地域で災害時に助け合える体制を作っておくために、日ごろからご近所付き合いを通して、顔が見える関係を築いておきましょう。

阪神淡路大震災での救助の内容



多くの方が地域や家族の力で助かりました

出典：(公社)日本火災学会 兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書